

令和３年度プレミアム和歌山情報発信力強化業務仕様書

1 委託業務の名称

令和３年度プレミアム和歌山情報発信力強化業務

2 契約期間

契約締結日から令和４年３月３１日（木）まで

3 予算上限額

金１，６００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 業務内容

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）公式 Instagram（以下、Instagram という。）による情報発信力を強化し、プレミアム和歌山認定商品のＰＲ及び販売促進を図る。

（１）投稿カレンダーの作成

○業務内容

プレミアム和歌山認定商品の中から１１０商品以上を選定及びそれらの投稿スケジュールを作成する。

なお、インサイト分析やイベント開催の状況等により当初の予定から変更を求めることがある。

○成果物

- ・投稿スケジュール

○納期

令和３年５月２４日（月）

○納入場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目１番地

○投稿カレンダー作成に係る留意点

- ・選定した１１０点以上の商品を投稿する日をカレンダーとして作成すること。
- ・令和３年６月１日（火）から令和４年３月３１日（木）の間において、コンスタントな投稿となるよう配分すること。
- ・商品カテゴリーに偏りが無いよう配慮すること。
- ・季節感のある内容とすること。

（２）投稿写真の撮影

○業務内容

上記（１）で選定した１１０点以上の商品を撮影し、画像データを提出する。

なお、受託者で撮影対象商品の購入・手配も行い、それらにかかる費用を見積金額に計上すること。

○成果物

- ・JPEG 形式で画像を保存したUSBメモリ 撮影回数分の本数
- ・保存する画像のファイル名は以下のとおりとすること。
商品写真の場合：商品名_1.jpg
利用シーンの場合：商品名_2.jpg

○納期及び納品数

第1回：令和3年5月31日（月） 15商品程度

第2回以降：発注者と相談の上、決定する。

○納入場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

○撮影内容

- ・1商品につき商品写真（いわゆる物撮り）と利用シーン（盛り付けや使用シーン等）の2カットを撮影すること。
- ・撮影データは解像度350dpi以上、3000px×3000px以上の画素数のjpegとする。
また、正方形にトリミングを行うこと。
- ・撮影回数は、受託者が決定することとする。
ただし、投稿に支障を来さないよう撮影し、発注者に納品すること。
- ・撮影で利用するスタジオや食器類等は、原則受託者が手配することとするが、不可能な場合は発注者を通じてホテルアバローム紀の国を利用できる。
その場合、同ホテルが所有する食器、カトラリー、リネン類を使用することができ、洗い場等の利用も可能であるが、見積金額に1回あたりの会場使用料59,400円（消費税及び地方消費税の額を含む）に撮影回数をかけた金額をホテルアバローム紀の国への支払い金額として計上すること。

（3）投稿の広告

○業務内容

投稿へのリーチ数等の増加を図るため、効果的に広告を行う。

○成果物

- ・広告を行った投稿とそのリーチ数等成果に関する報告書（数値は各月末時点のものとする。） 1部

○納期

各翌月10日まで

○納入場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

○広告内容

- ・広告は、原則フィード広告とする。
- ・広告のフォーマットは、原則画像とする。
- ・ターゲティングは、カスタムオーディエンスまたは類似オーディエンスのどちらでも可とする。
- ・広告の料金体系は、原則CPMとする。
- ・表示回数及び投稿回数は、受託者からの提案をもとに発注者と協議の上決定する。

（4）インサイトの分析

- ・リーチ数やインプレッション数、フォロワー数等の増加に資するインサイトの分析を行い、上記（3）で実施する広告に活かすこと。

○成果物

- ・インサイトの分析報告書（数値は各月末時点のものとする。）

1 部

○納期

各翌月 10 日まで

○納入場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

○インサイトの分析に係る留意事項

- ・ 7 日間ごとの次の各項について記録し、分析の基礎とすること。

- ①リーチしたアカウント数
- ②コンテンツでのインタラクション数
- ③オーディエンスの動向

- ・ 各月末時点での各投稿インサイトを総合的に分析すること。

- ①いいね数
- ②リーチ数
- ③インタラクション数
- ④発見の動向

5 留意事項

（1）一般的事項

○受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

○受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

（2）業務に関する事項

○あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。

○カメラマンを確保すること。また、必要に応じてフードコーディネーター等の確保を努めること。

（3）その他

○今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む)、所有権等その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

○受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

○成果物は、発注者が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。

○受託者は本事業公募に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

○本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

○業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。